

平成30年度 部局自己評価報告書 (03：法学研究科)

II 特筆すべき取組 / 全学の第3期中期目標・中期計画への取組

【平成28年度取組】

1 世界を牽引する高度な人材養成、留学生数の拡大、及び国際競争力の強化(第3期中期計画 No.7;No.21;No. 43;No. 44)

(1) 「JR東日本はやぶさプログラム」の実施

JR東日本寄附金の活用による海外留学及び海外学習経験の支援(平成27年度開始)を継続し、平成28年度に学术交流協定校への長期留学を開始した4名の学部生のうち2名に各50万円、1名に12万円を奨学金として給付し、長期海外留学は平成27年度新規3名、平成28年度は新規4名と増加傾向を示した。また、国際交流支援室による留学支援業務、公共政策大学院の国際ワークショップの活動を支援した(シンガポール国立大学他への調査旅費として4名の学生に旅費として各10万円を補助した)。

(2) 国際共同修士課程コース(CNMC)の展開

平成28年度に国際共同博士前期課程コース(CNMC)を新規に開設した。国立台湾大学法律学院との協定の締結を足掛かりとして他の提携校との交渉を進めつつ、平成28年度より入試を実施した。米ノースイースタン大学との間では、災害からの復興を主要テーマとするサマー・スクールを平成30年より実施することを前提として交渉を進めた。

(3) 国際共同博士課程コース(CNDC)の拡充

既存の10の海外提携機関すべてとMoUを更新したほか、提携先の拡充を目指して交渉を進め(インドネシア大学法学部、ベルリン自由大学東アジア研究科)、平成29年3月に国立台湾大学社会科学院政治学系と新たにMoUを締結した。平成28年度には5名の大学院生を受け入れた。また、地域社会や実務界も組み込んだ留学生受入れのプラットフォームについては、平成22年度より仙台弁護士会の協力によってCNDC学生を対象とする法廷傍聴や共同勉強会が定期的に開催されている。

(4) 国際的研究活動の拡充

教員個人と法学研究科の組織的ネットワークを通じて、数多くの国際シンポジウム、国際ワークショップ、国際セミナー等が開催された(平成28年1月～平成29年3月の国際会議等の開催件数は18件)。例えば商法分野では同志社・東北・台湾金融セミナー(8月27日)、国際シンポジウム“Law and Behavioral Economics with Contract, Corporate Law”(9月16日)など、極めて活発な国際交流が推進された。

2 大学の機能強化を図るための組織改革、及び高度専門教育と専門教育との密接な連携(第3期中期計画 No.1;No. 4;No.63)

(1) 専門職大学院における入試制度・履修制度の改革

法科大学院においては、平成29年度入試より8月に一般選抜(前期)を実施し、入試の複数回数化を実現し、第1年次科目を行政法以外の6科目に変更して未修者の学修の負担を軽減した。加えて、特別選抜入試の時期を9月から8月に前倒しし、他学部出身者の入学後の学修を容易にした。入試の出願者数は平成28年度入試ではのべ101名であったが、平成29年度入試ではのべ112名と増加し、入学者数も32名(平成28年度)から44名(平成29年度)と増加した。公共政策大学院においても入学者選抜方法の継続的な点検を行い、就職活動の前倒し等の社会情勢を踏まえて複数回の入試を実施した結果、平成27年度と比較して受験生の増加が見られ、平成29年度入学者は23名(4名の辞退者を除く)となった。

(2) 法科大学院進学希望者への経済的支援の拡充

同一年度に複数回受験する者に対して2回目以降の検定料を不徴収とする制度を導入したほか、総長裁量経費及び寄附金を原資として、平成29年度入試合格者上位30名程度に

入学料相当額と初年度授業料相当額の奨学金（計 1,086,000 円）の給付を決定した。（最終的な給付対象となった入学者は 17 名）

3 社会人向け実践的・専門的教育プログラムの充実及び社会連携活動の推進（第 3 期中期計画 No.6；No. 35）

（1） 専門職大学院における人材養成

実務家教員と研究者教員がペアとなって担当する公共政策大学院の必修科目である「公共政策ワークショップ I」は、ヒアリングやフィールドワークの手法によって現場での学びを重視し、実効性のある政策提言を行う特徴的な授業であり、震災復興や災害対策法制のあり方については震災直後の平成 23 年度より継続的に指導している。平成 28 年度の 2 年次学生のリサーチ・ペーパーのうち 4 本は、「災害時における被災高齢者の支援のあり方について」のように、震災復興にかかる個別の政策課題について実地調査を踏まえて執筆された、復興のネクストステージへの問いかけを含む報告として注目される。

また、法学研究科では、社会的要請の高い活動の 1 つとして、後継者養成コースや法曹継続教育プログラムの拡充をはじめ、社会のニーズに応じた質の高い継続教育を行っている。東北税理士会会員を対象に澁谷雅弘教授（当時）（租税法担当）が 2010 年から継続的に実施する公開講座は、そうした活動の中で最も成功した試みの 1 つであり、平成 28 年度は 28 名の公開講座受講者に受講証明書が交付された。

（2） 専任教員による政策過程への貢献

平成 28 年度に法学研究科専任教員が中央省庁・地方公共団体等において審議会委員等を務めたのべ件数は約 120 件に達した。そのなかには、日本学術会議会員（糠塚康江教授）、内閣府総合科学技術・イノベーション会議専門委員（水野紀子教授）、内閣府消費者委員会委員（中原茂樹教授）、文化庁文化審議会著作権分科会専門委員（蘆立順美教授）、厚生労働省社会保障審議会臨時委員（久保野恵美子教授）、国土交通省社会資本整備審議会委員（飯島順子教授）のように、社会的重要性・注目度がきわめて高い委員職が含まれている。

（3） 研究と実務を架橋する共同研究の展開

こうした政策立案への参画はしばしば科研費による共同研究を背景としていることが特筆される。例えば、平成 28 年度に最終年度を迎えた科学研究費補助金基盤研究（A）「土地・選挙制度・自治：代表民主主義の再構築」（研究代表者：糠塚康江教授）は、国政及び地方政治における議会のあり方が「一票の較差」をはじめとする国の政策課題となるなかで政策提言の基盤となる研究拠点として機能し、その成果は糠塚康江編『代表制民主主義を再考する：選挙をめぐる三つの問い』（ナカニシヤ、2017 年 3 月）として公刊された。

4 産学連携の推進と社会にインパクトのある研究の展開（第 3 期中期計画 No.25）

（1） 産学連携の更なる推進

渡辺達徳教授が COI プロジェクト「さりげないセンシングと日常人間ドックで実現する理想自己と家族の絆が導くモチベーション向上社会創生拠点」の WG 5 に引き続き参加し、プロジェクトの社会実装に伴う社会的・倫理的・法的課題の研究を担当している。

公共政策大学院の国際ワークショップの成果の一環として、平成 28 年度にはフォーラム『『グローバル人材』育成を考える』が開催された（10 月 29 日）。同フォーラムには、地主修氏（宮城県立第二高等学校教諭）、葛城崇氏（楽天教育事業プロジェクト推進課シニアマネージャー）の参加を得たことにより、高校・大学・企業の連携を象徴する試みとなった。

（2） 社会にインパクトのある研究

本研究科には、法学研究科独自の強みを生かしつつ理系をも含めた形での融合的研究の蓄積がある（例えば、科学研究費補助金基盤研究（A）「科学技術の不確実性と法的規制：学際的観点からの包括的制度設計の試み」（研究代表者：中原茂樹教授）（平成 25 年度～29 年度））。これらの研究蓄積を踏まえ、平成 28 年度中に「人類社会の将来のための新たな理念の法学・政治学的定立」の構想を練り上げて社会にインパクトのある研究・プロジェクトにエントリーし、平成 29 年度以降の研究科全体の長期的研究体制の構築に備えた。

【平成 29 年度取組】

1 グローバル化のなかでの世界への貢献（第 3 期中期計画 No.7 ; No. 9 ; No. 18 ; No. 31 ; No. 42 ; No. 43 ; No. 44）

(1) 学士・修士 5 年一貫国際プログラムの整備

学部段階での海外留学を必修とする、博士前期課程までのグローバル人材育成プログラム（学士・修士 5 年一貫国際プログラム）の整備作業を行った。具体的には、学部入試段階で、筆記試験にて論理的思考力と英語読解力を評価する学部 A O 入試 II 期を新設し、平成 31 年度入試から実施することとした。また、学部段階で国際プログラムの専門教育科目であるコミュニケーション科目の履修、交換留学及びインターンシップを必修とし、修士課程では英語によるコースワークや修士論文を課し、学部早期卒業制度と修士課程早期修了制度を組み合わせ、グローバル人材の育成を目指す高度教養教育科目の開発に取り組むとともに、学部生が留学先の大学で修得した単位を本学部の卒業要件単位に積極的に読み替えて、10 名程度の早期卒業者が認められる程度に卒業要件を緩和することを検討した。また、日本学生支援機構（JASSO）の「平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣）」に申請し、国際プログラム登録学生を対象に派遣留学生 5 枠分の経済的支援を獲得した。

上記の国際プログラムで提供する高度教養教育科目を主に担当する教員を確保するため、平成 29 年度東北大学女性教員採用促進事業「(2) ポストアップによる女性上位職移行策」を申請し、その採択を受けて平成 30 年度から外国人女性の助教を准教授として昇格することとして、教育能力の引き上げを行った。

また、こうした新たな人材育成プログラム事業を展開するため、平成 29 年度に「平成 30 年度国立大学法人機能強化促進費」について概算要求を行い、採択された。

(2) 国際共同学位プログラムの展開

海外連携機関との国際的ネットワークを活用した「国際共同博士課程コース（CNDC）」を継続し、世界で活躍するグローバルリーダーを養成する教育実績をさらに蓄積しながら、新規の海外パートナー機関開拓等を通じて、プログラムを質的・量的に発展させた。平成 28 年度に新設された「国際共同修士課程コース（CNMC）」の実績を蓄積しつつ、海外連携機関の新規開拓に努めた。その結果、将来的な CNDC・CNMC での連携も視野に入れつつ、平成 29 年 7 月に台北大学法律学院（台湾）と部局間学術交流協定を締結した。また、国際共同学位プログラムの教育支援人材の補強のため、平成 29 年度東北大学女性教員採用促進事業「(1-2) 国際公募型」を申請し、その採択を受けて平成 30 年度から女性助教を採用することとして、同プログラムの実施体制の強化を図った。

2 災害からの復興・創生を通じた地域社会への貢献（第 3 期中期計画 No. 35 ; No. 37）

(1) 被災自治体との緊密な協力関係及び政策提言

法学研究科が取り扱う学問領域（法学・政治学・公共政策学）は、国や地方公共団体の政策立案活動と密接な関連を有しており、「行政との間の共同研究の推進及び研究成果の還元に向けた連携」に重点をおいて積極的な活動を続けることが、人文・社会系部局における研究・教育活動の社会的貢献に直結すると考えられる。

公共政策大学院において、被災自治体と緊密に連携しながら災害の応急対策、復旧対策、復興対策及び予防対策等に関する研究を継続的に発展させ、研究成果に基づく政策提言やアウトリーチ活動を通じて、地域や国内外の大規模災害対策に貢献した。とりわけ、平成 29 年度公共政策ワークショップ「石巻市、東松島市及び女川町における定住自立圏構想に関する研究」では、定住自立圏構想自体の研究や石巻圏域の現状を通して「石巻圏域における定住自立圏構想推進の意義」を示した上で、石巻圏域定住自立圏についての具体的な連携施策案を提示した。

3 法科大学院改革（第3期中期計画 No. 3；No. 7；No. 63）

(1) 東北地方における法曹養成の拠点としての不断の改革

法科大学院では、『優れた法曹』の養成という教育目的を達成するために、理論と実務の双方を修得させるカリキュラム編成の一層の拡充を通じて、東北地方における唯一の法曹養成の拠点としての機能強化をはかっている。そうした「東北地方の法曹養成拠点としての機能強化と志願者拡大」の取組は、平成30年度公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて「優れた取組」として採択された。その取組の一貫として、平成30年度入試では、新たに「学部3年次生特別選抜（既修）」を導入し、優秀な学部3年次生の入学をさらに促した。平成30年度入試の出願者数はのべ134名であり、昨年度の数値を上回った。また、平成29年度には未修者教育の充実として、第1年次生を対象に修了生オフィスアワーでの指導を強化し、それにより自習時間の回復が実現した。また、法曹を目指す学部生に対し体系的な教育プログラムを提供して法科大学院への架橋とするために法学部において法曹志望コースを新設し、平成29年度より運用を開始した（平成30年5月1日時点の登録者数65名）。さらに、平成29年度入試において拡充した入試上位合格者に対する奨学金給付による経済的支援を、平成30年度入試でも継続した（最終的な給付対象となった入学者は20名）。

(2) 若手弁護士を対象とした先端的法分野に関する「法曹継続教育プログラム」の拡充

平成29年度公的支援見直し強化・加算プログラムで採択された「多様な法的職業人の養成」の下で、社会人の学び直しを目的とする「法曹継続教育プログラム」として、社会的ニーズに即したプログラムを実施した。具体的には、ICTを利用して東北地方の弁護士等を対象に、「知的財産法修得プログラム」（平成29年10月～11月実施。受講者数27名。）及び「社会保障法修得プログラム」（平成30年2月実施。受講者数41名）を開催した。「多様な法的職業人の養成」は平成30年度公的支援見直し強化・加算プログラムにおいても採択された。なお、平成30年度公的支援見直し強化・加算プログラムにおいては、2つの取組が「優れた取組」として採択され、加算率9%を得た。

4 地域公共人材の創生を通じた地域社会への貢献（第3期中期計画 No. 6；No. 35）

(1) 地方議会議員研修プログラムの新設

公共政策大学院において、地方公務員を受け入れてきた実績に基づき、地方議会議員のための学び直しプログラムとして「市町村議会議員のための地方自治講座」を平成29年度より開始し、募集定員を超える13名の参加を得た。同講座では、研究者教員と実務家教員により地方自治制度の概要や各政策領域に関する最近の課題について講義をするとともに、受講者が参加する事例演習が行われた。

本取組は、平成29年度に行われた公共政策大学院認証評価において、「地域との深い結びつき」を象徴する取組として、高く評価された。

(2) 東北に拠点を置く政策シンクタンクとしての公共政策大学院の機能強化

東北地方の地方公共団体との連携・協働を進展させ、東北に拠点を置く政策シンクタンクとしての機能を拡充する。具体的な取り組みとして、平成29年度のワークショップ「横手市介護保険事業計画の策定を通じた地域包括ケアシステムの推進方策に関する研究」において、横手市と連携・協働して同市の地域包括ケアシステム構築における課題を洗い出し、雪国での生活を支える支援の充実に向けた具体的な政策提言を行った。